

消費者だより

令和7年 11 月号



テレビショッピングを利用する際の注意

テレビショッピングで紹介される商品は、魅力的に映ります。テレビという安心感があり、電話で簡単に注文できるので高齢者も多く利用しますが、「返品したいのにクーリングオフできないといわれた」「思っていた契約内容と違った」などの相談が寄せられています。

■相談事例 1

高齢の母が体幹を鍛える運動器具を購入した。器具の底が不安定な構造でバランスを崩し転びそうになった。高齢者には合わない商品なので返品したい。

■相談事例2

保湿クリームを注文しようとしたら、お得な 2 個セットを勧められたので承諾した。最近、同じセットが再度送られてきたので問い合わせると「定期購入になっている」と言われた。

■消費者へのアドバイス

- ・商品購入時、電話で商品の使用感やサイズ、材質、特性を訪ねてから購入を考える。
- ・購入前に返品も交換の可否、解約の条件をよく確認する。テレビショッピングは原則としてクーリングオフが不可。
- ・注文時の勧誘などで意図せず定期購入になっていたときは、事業者にすぐ連絡し、申し込んでいない旨を伝える。
- ・判断力が低下した高齢者が繰り返し不要な商品を購入してしまう場合、家族から事業者事情を説明し、今後の注文相談をする。

千代田区消費生活センター
TEL:03-5211-4314(相談専用)
月曜日～金曜日 9:00～16:30
(土日祝、年末年始除く)

分からないことがあれば、
消費生活センターに
ご相談ください。

